

鳥取市補助金カルテ

NO.	378	担当課	文化財課	外線	0857-30-8421
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	史跡鳥取藩主池田家墓所保護事業補助金				
概要	公益財団法人史跡鳥取藩主池田家墓所保存会が行う、史跡鳥取藩主池田家墓所の管理運営及び保存活用の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取藩主池田家墓所保存整備計画				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化財保護費
歳出事業名	史跡鳥取藩主池田家墓所管理補助金				
R 7 予算	12,416千円				
R 7 予算 積算根拠	・保存活用事業：5,941千円(対象事業費の1/2) ・保存修理事業：6,475千円(対象事業費の費用負担_国50%、県25%、市25%)				過去実績
					件数
					決算額 (千円)
					R 6 (見込)
					2
					7,564
					R 5
					2
					6,877
					R 4
					2
					10,773
					R 3
					2
					7,896
補助率・補助額	2分の1				上限額
					設定なし
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公益財団法人史跡鳥取藩主池田家墓所保存会				
交付要件	公益財団法人史跡鳥取藩主池田家墓所保存会				
対象経費	報酬(手当含む)、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金、原材料費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	書類による確認				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 史跡の保存及び活用のために設立した団体であり自主財源がないため
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	史跡の維持管理、修理事業に不可欠であるため今後も継続する。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	379	担当課	文化財課	外線	0857-30-8421
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	文化財の保存及び保護に関する補助金等（指定文化財補助金）				
概要	指定文化財または登録文化財の所有者、保持者、保持団体、管理団体及び文化財保存活用支援団体に対し、指定文化財等の保存修理や管理、保護啓発を目的とした研修会等の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2302）文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成				
創設年度	S48	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化財保護費	
歳出事業名	指定文化財補助金					
R 7 予算	18,756千円					
R 7 予算 積算根拠	・国指定（26）14,268千円 ・県指定（11）4,147千円 ・市指定（9）341千円			過去実績	件数	決算額 （千円）
				R 6 （見込）	32	10,955
				R 5	30	15,870
				R 4	31	8,413
				R 3	30	7,725
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	所有者または文化財の管理運営者				
交付要件	国・県・市の指定文化財であること。				
対象経費	指定文化財の保存修理や管理等に要する経費等。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。 2-9 文化財の保存・継承を目的としているため。
公益性	-
公平性	4-1 補助事業の対象者が文化財の所有者または所有者に代わって管理運営を行う個人・団体であるため

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	380	担当課	文化財課	外線	0857-30-8422
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	文化財の保存及び保護に関する補助金等（登録有形文化財等申請費補助金）				
概要	登録文化財への登録申請等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2302）文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成				
創設年度	H20	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化財保護費	
歳出事業名	登録有形文化財等申請費補助金					
R7予算	50千円					
R7予算 積算根拠	申請見込 1件			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	0
				R5	0	0
				R4	2	100
				R3	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	50千円	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	所有者または文化財の管理運営者
交付要件	国の登録有形文化財申請を目指し、文化庁の実査を受ける予定のある物件
対象経費	報償費、需用費（食糧費は除く）、委託料
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に領収書等を添付し確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 国の登録有形文化財制度の動向を確認し継続有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	381	担当課	文化財課	外線	0857-30-8421
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	埋蔵文化財調査センター運営補助金				
概要	鳥取市埋蔵文化財センターの埋蔵文化財発掘調査管理運営に要する経費の補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2302）文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化財保護費		
歳出事業名	埋蔵文化財調査センター運営補助金						
R7予算	2,740千円						
R7予算 積算根拠	職員人件費 2,740千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R6 (見込)	1	2,604
					R5	1	2,493
					R4	1	2,386
					R3	1	2,419
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公益財団法人鳥取市文化財団		
交付要件	鳥取市埋蔵文化財センターの埋蔵文化財発掘調査管理運営をする者。		
対象経費	人件費		
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。		
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。		

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	○	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック (適正化評価)

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費(人件費、交際費等)に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない(市担当課が事務局を担っていない)	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4, 2-6 埋蔵文化財調査や出土品管理等は市が責任をもって担う事業だが、過去の経過等から業務を補助事業者が担っているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価/担当課	適切
今後の具体的な改善方針	適切な発掘調査の運営と出土品の管理を円滑に行うためにも今後も継続する。
審査/行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	382	担当課	文化財課	外線	0857-30-8421
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	公益財団法人鳥取市文化財団運営補助金				
概要	公益財団法人鳥取市文化財団の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2302）文化財の保存・整備による「まちづくり」資産の形成				
創設年度	H25	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	教育費	項	社会教育費	目	文化財保護費	
歳出事業名	文化財団運営補助金事業費					
R 7 予算	46,120千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	人件費 44,234千円、管理費 1,886千円			R 6 (見込)	1	37,176
				R 5	1	38,173
				R 4	1	36,874
				R 3	1	35,606
				補助率・補助額		
特定財源			なし(一般財源、基金繰入のみ)			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公益財団法人鳥取市文化財団				
交付要件	公益財団法人鳥取市文化財団				
対象経費	運営に要する経費のうち人件費、事務費、施設管理費等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	66.4%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				5
評価対象項目数				15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 組織体制維持のため人件費の補助が不可欠である。 2-6 公益財団法人であることから自主財源が乏しく、必要経費の支援が必要。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上である。